

鳥取縣公報

監査公告

◇監査公告第八号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十二年鳥取縣歳入歳出決算の審査を執行し、その結果を昭和二十四年三月十七日縣議會及知事に報告した。要領は次の通り。

昭和二十四年三月十七日

鳥取縣 監査委員

決算審査意見書

地方自治法の規定により昭和二十二年鳥取縣一般會計並びに特別會計歳入歳出決算の審査を執行し、その結果何れも正当なるものと認められた。依つて茲に概況並びに意見書を別紙の通り提出する。

昭和二十四年三月十七日

昭和二十四年三月十七日 外 木曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5刊

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	倉 繁 良 逸
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
鳥取縣知事	西 尾 愛 治 殿

決算審査に当つて

昭和二十二年度は新憲法の発布を初めとし、地方自治法の施行、國會議員外、各種選挙の一齊執行によつて新しく民主政治として新発足した多事多端の年度であつたのであるが、由來國庫への異存性の強い本縣の財政はこの大変革に際会して必然的に受ける影響は大きく、縣政執行に際しても財政面で余程苦慮しており、又他面戦後來インフレーションは増々その猛威をたくましくし物價の暴騰と、賃金の増嵩とにより該年度決算額は極度に膨張してあるが、又收支の均衡の面にも苦心を拂つて決算さ

00062

れている様である。随つて本審査の執行に當つても、

一、各般の縣政執行に際して個々の收支の均衡は完璧であるか、

一、予算の執行は法令、通牒、又は予算目的に適合しているか、

一、予算は經濟諸原則に則り、且亦縣民の福利増進上効率的に執行されたか、

一、特定財源による予算執行についてはその限度を超えているものはないか、

一、翌年度事業繰越並びに遞次繰越は眞に已むを得ないものであるか、

一、予算超過又は予算外の支出はないか、

一、収入措置を怠つてゐるものはないか、

一、經理に不正、不法、不当等會計法規上違背の点はないか、

等此主旨標に置き拾数日間に亘つて諸帳簿、証憑書等により逐一点檢すると共に、更に必至の點は夫々關係當事

者につき説明を聴取し更に又實地についても調査する等して慎重審査した次第である。その結果決算概況並びに意見は大要次の通りである。

決算の概況

昭和二十二年一般會計の決算額は

歳入 六億三千八百一十一円四十七錢
歳出 五億七千二百九十六万四千五百九十一円九十四錢

差引剰余金 三千八百三十三万五千五百九十三錢
繼續事業繰越財源 四万六千円

一般事業繰越財源 一千四百二十拾円
差引純剰余金 三千七百八十八万八千九百五十三錢

となつてゐるがこの中既に昭和二十三年の当初予算及追加予算の財源として二千四百五十万五千円を費消して

いるから現在に於ける殘額は六百二十八万二千四百六十九円五十三錢である。

斯くの如く種々困難を極めた昭和二十二年決算は予想外の歲計剰余金を生んで結末をつけられたことは賞讃に

00063

値計入縣當事者の苦心と努力に対し、實際深甚なる敬意を表するものである。

茲に決算額を前年度たる昭和二十一年度と比較すると

歳入 四億一千六百六十万五千一百四十七円九十四錢
歳出 三億八千九百四十四万七千四百六十七円四十九錢

の増加を示し歳入、歳出共に二十一年度の約三倍二分に膨張してゐる訳である。これは申す迄もなく急激に昂進してゐるインフレーションによる膨張に外ならない。

尙ほこの外に各種特別會計があるが、これは後述のこととする。

一般會計歳入

予算額 八億三千八百九十九万八千四百九十円

決算額 六億三千八百一十一円四十七錢

差引減收額 二億三千五百九十九万八千三百八十八円五十三錢

右收入決算額の内容を大別すると

(以下一万円以下省略)

分与税、國庫下 三億八千三百四十五万円 六四％
渡金、補助金

縣起債收入 一億三千二百六十二万円 一二％
縣自体の稅收入 五千五百二十一万円 九％
稅外諸收入一切 三千二百五十二万円 五％

であり決算額の八六％が國庫交付金と縣債による財源であつて、依然として國庫への依存性は強い訳である。

(別紙第一号表参照)

次に予算額に比し減收となつたものを項目別に列記し檢討すれば次の通りである。

國庫下渡金、補 一億六千九百八十六万円 七二％
助金

縣 債 六千一百八万円 二五％

寄附金 三百二十二万円 一％

使用料及手数料 一百二十六万円 〇、五％

等であるがその他の收入にも若干の未收がある。

この減收を生じた主なる事由は大体に於いて中央政府の方針變更に伴い事業の中止、繰延、縮少等によつて國庫補助金等が打切り、又は減額された点によるものである

が、又他面収入措置に努力の足らなかつたものも見受け

00064

られるので今後、各関係部課に於いて各々責任を分担し積極的に収入の確実を期する様格段の努力を希望するものである。

尙次にこれ等、減収となつたものを各細目に亘つて審査したのでその結果を左記の通り記述する。

(一) 国庫補助金中甚しく減収となつたもの

(以下一千元未満は省略)

○統計費補助金(經常部、第五款、第二項、第一目)

△五万五千元

各種統計調査費補助の中人口動態統計調査が厚生省へ移管により補助打切の爲二万五千円の減、又生産動態

統計調査が本省の実施遅延により自然的補助減二万余円その他に政府の一割節減方針に依り少額の補助減となつたものが一、二ある、これに対し歳出で夫々抑制留保しているの歳入缺陷にはなつていない。

○教育費補助金(經常部、第五款、第二項、第二目)

△二十万九千元

教職員共済組合費補助十二万四千元、給与切替を

対照として補助予定の処本省の都合で減額されたものであるが教育下渡金中で補充交付を受けている。又新制中學校々舎建築事務費補助八万一千円減は、校舎建築第二次分が政府の都合により翌年度へ繰越となつた爲であつて、この分歳出未執行で留保してある。

この外に教職員恩給費補助、その他二、三少額宛の減額があるが何れも国の都合に依るものであり、夫々歳出面で抑制留保してあるから歳入缺陷にはなつていない。

○衛生費補助金(經常部、第五款第二項、第三目)

△一百五十二万八千元

傳染病予防費補助四十七万四千元、結核予防費補助二

十四万四千元、寄生虫予防費補助一万一千円の各減額は一部事業の未執行によるものと又決算補助のため二

十三年度にて交付をされる爲である。既に交付受入済

のようである。昆虫鼠族抑制予防費補助減三十一万

円は一部事業未執行に依るものであり、衛生統計專任

職員設置費補助減四万七千元は專任職員採用遅延に依

00065

るものであり、性病治療費補助減十、五千元は事業開始の時期が遅延により一部不執行となつたためである。これ等に対しては夫々の歳出面で抑制留保しているの歳入缺陷にはなつていない。

○保健所費補助金(經常部、第五款、第二項、第四目)

△八万円

国の財政事情に依り減額されたるも保健所使用料増加分十一万三千元と歳出留保額一万四千元とで充分補填している。

○保護看護費補助金(經常部、第五款、第二項、第五目)

△五百二十八万三千元

困難者生活扶助金であつて精算補助であるが歳出の執行面に於て要保護者給額の異動等が頻繁であつたため

見積に狂いが生じたもので、その補助減五百八万一千

円、済生会八頭診療所拡張不認可による補助減十六万

円及び児童保護所運営費、設備費の補助減八万八千

円等であるがこの減収に対しては、歳出の生活保護費に

於いて相当額を抑制留保しているので歳入缺陷にはなつていない。

○厚生諸費補助金(經常部、第五款第二項、第六目)

△十九万九千元

民生委員指導事業費補助、その他二、三の補助減であつ

て国の財政事情により減額されたものであるが歳出面で

夫々抑制留保してあるので歳入缺陷にはなつていない。

○農業費補助金(經常部、第五款、第二項、第七目)

△八万八千元

陸稻試験費補助四万三千元、棉作試験費補助四万一千

円減は、何れも年度早々事業が国に移管になりたるも

の外の都合により、事業の中止或は縮小に伴い補助

も減収になつたものが大部分である。

これに対する歳出は大体抑制調整しているが自給肥料

改良増産施肥改善施設外五事業中の人件費二万五千

円は縣費喰込となつてゐる。

○勸業費補助金(經常部、第五款、第二項、第十三目)

△八十八万円

00000

00000

本補助金は農地調整関係外十数事業に対する、主として人件費補助であるが何れも事業中止或いは縮小に伴う補助減であり、市町村農業会共済事業専任職員設置費の三万円縣費喰込みのものを除いては歳出執行減で留保調整している。

尙この補助減の中主なるものは市町村農地委員会費補助で一委員会当り補助額十五万円の見込みを十四万六千余円に削減せられた爲六十七万五千余円の補助減を出している。

○警察機構改革費補助金(經常部、第五款、第二項、第十七目) △十三万一千円

警察官給与改善費及び警察官緊急増員教養費の財源であつて何れも半額は国庫補助、半額は警察費連帶支弁金で交付されているので昭和二十三年度に於て警察費連帶支弁金精算上の追加額に含み交付されるものである。

○土木費補助金(臨時部、第二款、第一項、第一目) △二億三千、四万四千円

事業繰越に伴う国庫補助受入未済減である、内訳次の通り。

- 十九年度以前災害土木復旧費補助 △二十二万一千円
- 二十年度災害土木復旧費補助 △一千四百二十一万二千元
- 二十一年度災害土木復旧費補助 △二千三百二十万九千元
- 二十二年度災害土木復旧費補助 △一億三千十二万一千円
- 遞信省受託道路復旧費補助 △六万三千元

これに対し歳出面では翌年度繰越となし又一部残額として抑制調整している。

○農業費補助金(臨時部、第二款、第一項、第二目) △二百五十七万八千円

農業生産調整事業施設費補助一百七十七万九千円を予算の重複計上した爲であり又其の他の事業補助は国の財政事情により事業の中止、或いは縮小せられた結果補助減となつている。これに対し概ね歳出面で抑制留保しているが諸類増産奨励事業では人件費として五萬三千円余の縣費喰込みとなつている。

○養費補助金(臨時部、第二款、第三項、第三目) △一百二十八万五千円

この事業補助は十数事業よりなり、補助減額となりたる事由は概ね国の財政事情により事業の縮小或いは中止となつた爲である。尙これに対する補填は夫々の歳出を抑制留保しているも森林資源造成事業に於いて約一百万円及新炭需給調整事業で一萬三千円縣費喰込みとなつている。

○水産業費補助金(臨時部、第二款、第一項、第四目) △一百九十九万四千円

増殖事業外数事業は政府の方針により事業の全面的中止或いは一部縮小等により補助も減額せられたものであるが水産加工品配給確保施設事業は全額(一百三十四万六千余円)国庫補助の下に執行予定の処政府の直接執行のこととなりたる爲の減収がその主なるものである。これ等収入減に対しては概ね歳出面で抑制調整してあるも事業費中の職員俸給に於いて三万六千円程度縣費に喰い込んでいる。

○農業土木費補助(臨時部、第二款、第一項、第六目) △三十五万六千円

南谷村外三ヶ村用水改良事業補助十次土地改良事業費補助二十四万五千円定通り工事が進捗しなかつた爲の補助減である。後者は歳出面で抑制調整しているが前者は縣費に喰い込になつている。

○勸業諸費補助金(臨時部、第二款、第一項、第七目) △二十三万七千円

食糧供出世話費補助の十六万二千余円減は予算見積誤による減収であり標準農村設定費補助外数個の事業は国の都合により事業の中止或いは補助査定の結果減額されたものでこれに対する歳出も未執行により抑制留保している。

○開拓事業費補助(臨時部、第二款、第一項、第八目) △九百三十六万三千円

集團地及小園地開拓事業を始め、開拓道路事業、並に緊急開拓幹線道路事業等が所期の如く進捗を見ず又他

00068

面政府の財政事情等により減額されたものである。これに対し歳出執行減で抑制調整してある。集團地開拓事業で六萬三千円が縣費に喰込みとなつてゐるが本補助費中の他の事業費支出を抑制留保しカバーしてあるので總体的に見れば歳入缺陷にならないこととなる。

○選挙費補助金(臨時部、第二款、第一項、第十一目) △八十一万一千円

衆議院議員、参議院議員、縣會議員、知事等の各選挙費中の一部が國費の直接支出となつた爲めの補助減でこれに対しては支出を抑制調整してゐる。

○世話費補助金(臨時部、第二款、第一項、第十二目) △三十七万四

本補助は全額國庫補助であつて人員縮少により補助減となつたものであるが歳出職員給与改善費中で抑制調整してゐる。

○地方公共団体職員費補助金(臨時部、第二款、第一項、第十三目) △十六万四

適否審査費補助外各種職員補助金があるが國の財

政上の節減に基く補助減である、これに対し夫々当該支出面で抑制調整してゐるので歳入缺陷にはなつてゐない。

(二) 國庫下渡金で年度内に精算追加額を受入れられないもの
○警察費下渡金(經常部、第五款、第一項、第一目) △三百一十二万二千円

右収入減は年度出納閉鎖後の精算上下渡金に含まれ事務的にも年度内に受入れ困難による減収であるが昭和二十一年度分精算上追加受入額二百六十万余円に比し当二十二年度分精算上追加額が上廻つた結果による。

即ちこの精算上追加額は五百十八万余円であつて昭和二十三年度に於いて既に交付を受け収入済である。尙追加額受入は前記事由の通り各翌年度送りのこととなつてゐる。

○教育費下渡金(經常部、第五款、第一項、第二目) △三百十五万一千四

この減収は下渡金の対照となるべき教職員の諸給与金等が見込予算額より減少した爲であつて所謂予算見積

00069

入と謂ふべきである。この減収に對して夫々の歳出面で未執行として当然留保のこととなつてゐて歳入缺陷にはならない又精算上の過不足も生じない。

(三) 収入措置に當を得なかつたもの、或いは特殊の事情により減収となつたもの
○道路損傷負担金(經常部、第一款、第一項、第一目) △五万一千円

徴收措置に於て期間的に調定ズレがあり随つて収入実績に影響を与えてゐるようであるが主管部課は研究の上今後減収を生じない様萬全の措置を図りたい。

○造林収入(經常部、第三款、第一項、第二目) △二十万四

特定財源として縣造林を売却予定の処木材價格改訂増を俟ち一応之が処分を中止した爲の収入減であるがこの替り財源として偶々市町村財政救済の事情もあつて分收造林の方を売却処分(雜收入)をし補填してゐる。

○診療所使用料(經常部、第四款、第一項、第十目) △一百三十九千四

予算の見積過大と生活保護法による診療料減免患者が

多かつた爲め予定通り収入し得なかつた事由による減収である。これに対し歳出、花柳病診療費、生活保護費等で支出の抑制調整をしてゐて歳入缺陷にはなつてゐない。

○公民館使用料(經常部、第四款、第一項、第十三目) △十萬四

科學研究館の設備、機械、器具等が新設年度の關係もあつて急速に整備運営されず随つて予定通りの収入を得られなかつた爲である。歳出は執行してゐるので歳入缺陷となつてゐる。

○教員檢定並免許狀書換手数料(經常部、第四款、第二項、第四目) △二万四

教員檢定制度の一時中止に伴う収入減、歳出で抑制調整してゐる。

○入學考査料(經常部、第四款、第二項、第六目) △八万一千四

學制改革に伴う入學範圍が本年度に限り縮小されたので入學志願者の減少による収入減である。

○生産物費拂代(経常部、第六款、第三項、第二目)
△二百四十万二千円

減収の主なるものは醸検定所に於ける原料醸の本省割
当量寡少に伴う製米の生産減少の爲め、百三十七万一
千円収入減であつてこれに対し歳出の当該費目で抑制
調整し、二百三十四万三千余円を留保し併せて醸米検査
及繰米試験等手数料増収分六萬七千円を漸く收支の均
衡を得ているので歳入缺陷にはなつてゐない。
尙この外に各土木出張所に於ける砂利及栗石等用石の
採取申請者減少の爲めの四萬円程度の減収がある。

○土木費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第一目)
△六万八千円

各土木事業が縮少又は翌年度繰延となつた爲め随つて
地元寄附も減率又は繰延となつたもので夫々の事業費
支出を抑制調整している。
次にその種目別及金額を示せば次の通りである。
道路工事関係 五万七千円減、河港工事関係 十三
千円減、土木建築工事関係 十萬八千円増(自然

増) 千代川改修工事関係 五百円増(工事増に伴
うもの)
右彼は差引前記収入減となつたものである。

○農業費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第二目)
△十一万六千円

優良農機具展示会寄附七万円及青果物試験費寄附三万
円が主なる収入減であるが前者は未執行によるもので
歳出面で留保調整しているが後者は農事試験場果樹試
験圃の職員費で支出してあるので歳入缺陷となつてい
る。しかし二十三年度に於て既に寄附收納済である。

○林業費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第三目)
△四十四万円

林業会補助費寄附二十五万円、奥地開発林道施設寄附
十万一千円、林産物搬出施設寄附二萬八千円が主なる
ものであるが、これは事業の中止或いは縮少に伴う地
元寄附の減額によるものである。これに対し何れも歳
出執行減で調整している。

○農業土木費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第五目)

△九万五千円

南谷村外三ヶ村用水改良事業寄附が地元財政事情の爲
延納となつたので歳出面で已むを得ず一時縣費立替支
出をしたので二十二年では歳入缺陷となつてゐるが
二十三年で納入済となつてゐる。

○教育費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第七目)
△八万八千円

米子醫專の寄附金を予算編成の際誤つて過大に計上し
たものでこれに対し歳出不執行で五万九千円を抑制調
整しているが尙二万九千円は歳入缺陷となる。尙米子
醫專設立は二十二年限りで完了してゐる。

○厚生費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第九目)
△四十七万円

済生会八頭診療所建設に際し地元町村が三十五万円の
寄附拒絶により減収となつたもので已むを得ず工事を
変更してあり又同建物拡張工事不認可に伴う寄附不要
分十二万円減で何れも歳出不執行により調整している。

○勸業諸費寄附(臨時部、第四款、第一項、第十目)

△一百五十万円

縣果実農業協同組合の寄附金であるが寄附事情の顛
により年度内に收納に至らなかつたものであるが歳出
では一般財源として予算化せられた關係上執行済につ
き歳入缺陷となつてゐる。しかし二十三年度に於いて
過年度収入として既に收納し右缺陷を補填してゐる。

○商工業費寄附金(臨時部、第四款、第一項、第十一目)
△三十万円

これは津の井村窯業部寄附が現金寄附の予定の処現物
(建物)寄附となつた爲の減収である。当該歳出で抑
制調整してゐる。

○縣債(臨時部、第七款、第一項、第一目)
△六千一百八万円

本縣縣債はその大部分が災害復旧によるものであるが
予算額に比し減収となつたもの、種別及事由は次の通
りである。

△事業の翌年度繰越に依つたもの
二十一年災害土木復旧費 △六十万四千円

二十二年同 △五千七百十九万一千円
 △起債の許可にならなかつたもの
 緊急道路橋梁局部改修費 △二十三万五千円
 縣立水産學校施設費 △十七万四千円
 境特別都市計画復興土地
 区劃整理事業費 △二万九千円
 職員特別一時金政府貸付金 △二百八十五万六千円
 (四) 予算の見積過大により減収となつたもの

○縣稅(經常部、第一款) △五十六万七千円
 项目的に見れば見積過大並過少のものが相半している
 が結果に於て前記金額が予算上の見積過大となつてい
 る。

○授業料(經常部、第四款、第二項、第七目) △十一万八千円
 追加予算算定基礎である人員の見積過大による。その
 見積過大による額は一人一ヶ月六十円の延一千九百六
 十六人分年額にして約一百六十五人分に相当する。

○懐生産検査手数料(經常部、第四款、第二項、第十九目) △五万九千円

懐の生産頭数の減少による収入減であるが全く予算見
 積過大によるものである。これに対して歳出で抑制調
 整している。

○ワッセルマン血清試験手数料(經常部、第四款、第二
 項、第二十三目) △六万円
 試験依託者が少かつた爲の見積過大による減収である。
 これに対し歳出傳染病予防費中で抑制調整している。

以上予算に比し収入減となつているものを細目別に挙げ
 その事情を糺すとともに支出との關係を審査検討した結
 果であるがこれ等歳入減に対して大部分のものは当該事
 業の未執行に依り支出を抑制調整しているが中には純縣
 費に喰い込み所謂歳入缺陷になつているものも相当件数
 あるようである。尤もその中には事情已むを得ずと認め
 られるものもあるがしかし予算経理の建前から謂つても
 收支の均衡を破ることは嚴に慎まなければならぬこと
 である。爾今は關係部課に於いて充分連絡の上かゝるこ
 とのないよう嚴重留意願いたい。
 次に予算に比し増収となつたものにつき細目別に審査し

た結果を総合すると概ね自然的増収のものが多いうよう
 である。
 尙増収となつてゐるものの中主なるものは次の通りであ
 る。

○自然増収によるもの (以下一千円未満省略)
 商工業費補助金(臨時部、第二款第一項、第十六目) 十一万七千円

省營自動車道路鉄道分担金(臨時部、第三款
 第一項、第一目) 六万九千円

○件数の増加と料金の値上げにより増収のもの
 種番種付料 (經常部、第四款、第一項、第八目) 二万二千円

保健所使用料 (同、第九目) 十一万三千円

土木建築設計手数料(同、第二項、第七目) 三万九千円

衛生試験手数料(同、第九目) 一万二千円

簡便検査手数料(同、第十七目) 二万七千円

繰来検査手数料(同、第十八目) 三万九千円

督促手数料 (同、第二十一目) 四万四千円

○各種單位金額の増嵩に伴い増収のもの
 恩給納付金 (經常部、第六款、第一項、第二目) 十四万七千円

刑務所費弁償金(同、第五目) 五万七千円

公報代 (同、第四項、第五目) 四万円

○予測困難の爲め予算見積過少に依り増収となつたもの
 過年度收入 (經常部、第六款、第四項、第一目) 七万一千円

過年度返納金 (同、第二目) 九万六千円

運用金利息 (同、第三目) 十九万六千円

延滞金 (同、第四目) 十一万六千円

雑收入 (同、第八目) 一百三十三万一千円

○特殊の事情により増収となつたもの
 △水産業費寄附(臨時部、第四款、第一項、第四目) 五万一千円

増殖事業寄附にして国庫補助減額の爲め替り財源と
 して地元寄附を懇請し増収となる。

00074

△家畜類賣拂代(經常部、第六款、第三項、第三目) 十萬四千元

本省貸付牛の仔牛賣却代にして予算措置がしてなかつた爲十七萬四千元自然増収のことゝなるも一方開拓者へ拂下げ豚が事業の都合で拂下げ不能となつた爲の六万円及びその他の減収額を差引いたもの。

次に収入未済金につき審査検討した結果は主要次の通りである。即ち収入未済金総額二百四十六萬六千四百中縣稅がその大部分であつて二百四十萬四千円である。

その中主なるものは營業稅一百一十二萬二千円、縣民稅六十四萬五千円、鑛區稅二十八萬二千円、木材取引稅十四萬二千円等である。

この縣稅未収入額を調定額五千七百六十二萬余円に比較するとその割合は〇、〇四一であり昭和二十一年度分、〇一九に比すれば稍上廻つてゐるがこの未徵收額は二十三年度に繰越され目下鋭意徵收中であつて一月末現在に於て四一、三%に當る約百万円を收納済である。尙未徵收の爲めについては本出納閉鎖期迄にせしめられる

様格段の努力を望みたい。

最後に二十二年度縣稅收納狀況に關し検討すればその概況は次の通りである。即ち調定額五千七百六十二萬圓に對し收入額五千五百二十一萬圓でその歩合は九五、八%であり昭和二十一年度の九八%に比較すると二、二%の低率を生じてゐるが本年度は稅制改革による國稅の地方稅移轉やインフレーションの昂進に伴う徵稅的困難等の事情を勘案すれば先づ順調なる成績と謂い得べくその労を多とするものである。

尙各稅の調定額に對する收入額の比率は漁業稅の一〇〇%を筆頭に電柱稅、入場稅の各九九、九%、電氣稅九九、七%、地租及家屋稅の各九九、五%等が良好の方であり鑛區稅の二七、三%が毎年度乍ら成績が最も悪いので之が徵稅に一層の努力を拂われない。

歳入關係審査の結果特に氣の付いたこと、指摘したいこと、或いは今後特に改善の要を認めたる点等を列記すると主要次の通りである。

一、國庫補助金、助成金等受入の万全を期されたい。

00075

庫へ依存性の強い本縣財政は國庫補助金、助成金

等交付の遲速に依りその影響する所が大であるが審査の結果から見てこれ等の受入れ狀況は年度後半期以降になつてゐるものが多く中には出納閉鎖前後に漸く交付を受けてゐるものもあつて概して緩慢の様である。無論政府の方針とか國庫財政上で已むを得ない事情もあるがこれ等補助事業に對する各般の事務の適正処理或いは申請の敏速又は機を逸せざる督促等により早期交付を受け縣の財政を圓滑にし延いては事業執行に遺憾なからしめることが最も緊要と思考されるのでこの点關係当事者は充分意を用いその万全を期されたい。

一、縣稅の收納に一層の努力を要望したい。

本件については既に申し述べた通りであるが營業稅、縣民稅、鑛區稅等の未収入が相当多額に上つて居りに營業稅、縣民稅は主として市街地の鳥取市、米子市に未收が多いので今後はこれ等未收については一層意を用い徵稅方努力を望みたい。尙鑛區稅の徵收

に關しては余程困難を感じてゐる様であるが之が徵稅方法に關し當事者の工夫研究により万全を期せられたい。

一、生産收入成績の向上を図られたい。

縣の生産收入を揚げる主なる機關は勸業検査所を初め農事試驗場、種畜場、畜業試驗場修練農場等を挙げられるがその收入実績は必ずしも良好とは認められない。即ち決算面を検討するに收入令達予算を限度とした程度の成績しか得られず生産努力と有利処分とに意の缺けてゐる点がある様に感じられる。勿論これ等機關は収益を目的とする營利会社とは自ら趣を異にすることは当然ではあるが余り予算に拘泥することなく生産努力の向上と有前処分に一層意を用いて收入を挙げ窮乏縣經濟に寄与するよう關係当事者の再考を望みたい。

一、林産物検査手数料收納方について。

この手数料の証紙は現金引換に交付する規定なるに不拘実情は勵行されておらずこれが現金は一定期間

内取扱團體に於て勝手に運用されている状況にある。兎角弊害も生じ易いので規定通り現金引換の上証紙を交付する様致されたい。

一、寄附金收納処理方について。
民間その他諸團體等から寄附金を受入れる場合關係当事者に於て長期間手許保管していつて何等公金的処理をしない事例が往々あるは甚だ遺憾である。斯くては事故發生の基となるので金員受領したら急速に公金的処理を爲す様嚴重留意せられたい。

一、縣公舍使用料金について。
昭和二十二年年度決算審査の際指摘し注意を促して置いた警察官公舍等の所有権移轉登記並使用料收納方に關してはその後登記手続は完了し居る由なるも使用料金徴収に關しては未だ何等処置されていない様であるが一年有餘を経過している今日に到るも放擲してあるはその無責任も甚だ敷く遺憾に堪えない。至急料金を設定し收納する様措置せられたい。
相当戸数の縣公舍使用料金は月五圓乃至十八圓

程度なるも一般との均衡から見ても將亦物價水準から考へても余り低廉に失する様あり徴收するものならば法定額の限度内に増徴すべきである。

一 一般会計歳出
予算額 八億三千八百九十九萬八千四百九十圓
決算額 五億七千二百九十六萬四千五百九十一圓九十四錢
差引残額 二億六千六百三萬三千八百九十八圓六錢
繼續事業繰越額 四萬六千圓
一般事業繰越額 一億六千二百三十一萬八千二百二十八圓
實質上の差減額 一億三千六百六十六萬九千六百七十圓六錢

であつて支出決算額を前年度たる昭和二十一年度に比較すると三億八千九百十四萬七千圓(以下一千圓未満省略)の増となつて居り約三倍二分の増率を示している。尙決算上不要額として老成なる金額が一應残されているがこれは支拂上の自然殘余に非ずして、その大部分が歳入の部に於いて述べたと同様、中央政府の施策の變更と國庫財政の都合で國庫助成が打切減額、或いは繰延等に

なつたと又職員給与ペース改訂に於て余曲折があり年度内に決定支給の運びにならなかつこと等が主要な原因であつて、予算の不執行による差減額であり、事情に於ては已むを得ないものと認められる。

次に歳出の内主なるものは、諸費二億二千二百三十六萬圓、土木費一億六百二十五萬圓、勸業費九千五百三十七萬圓、教育費五千六百八十五萬圓、厚生費四千三百萬圓等である。(別紙第二号表参照)

歳出出般を通じ又各細目に亘つて審査した結果、特に感じたこと、指摘したいこと、今後改善を必要と認められた点は大要次の通りである。

一、予算編成上の基礎資料について
義務的経費に屬する歳出経常部、第二款縣職員費及び第五款教育費、第十二款諸費中の各給与金關係経費は徒らに支出上の自然殘余として老成なる金額を残しているが、これ等は人事の異動及び給与ペースの改訂等に伴い生ずることも一應は認められるが、併し予算編成の際適確なる基礎資料を把握していない爲めに、見

積過大として生ずるものであり、他の費目にも往々同様なるものが見受けられるので、今後は適確なる基礎資料に依り予算編成し、圓滑適確なる経理をされたい。

一、予備費支出に適正を期されたい
約七萬六千圓の予備費支出があるが、之が支出費目中には決算上相当額の殘額を生じているものがあり、予備費支出の意義を没却しているのは甚だ遺憾である。今後は適正なる支出に留意せられたい。

一、予算流用について
眞に已むを意ざる経理上の過不足により予算流用はすべきであるが、他費目より多額(二十三萬二千余圓)の流用増を爲し乍ら、予算殘額を出していたり(二十一年度災害土木復旧費殘額四十一萬四千余圓)又物件費より人件費への流用は禁止されているにも不拘、庁費より俸給々料へ十萬五千余圓を流用したり(世話費)或いは、令達予算を金額費消せんとして警察費中で九費目より雜費へ五萬余圓を掻き集め流用して雜費支出に苦心している等、不合理、不適当な流用支出をして

00078

議決予算の目的とは背反した執行しているのは甚だ遺憾に堪えない。

本件に關しては二十一年度決算審査意見書にも指摘しておいたところであるが、今後は眞に己むを得ないものゝ外は流用しない様留意願いたい。

一、不要不急不当の支出を慎しみ有効適切なる支出を図られたい

支出内容を審査検討して病感した点は、各事業關係経費を通じ会合費及び旅費が非常に多いことである。又年度末に当り莫大なる用紙等消耗品が一時に購入されていたり、一課で同時に数名前後の職員が上京していたり、予算消化に吸々たる状況が窺われ甚だ面白からざるものが多い。斯くの如き余猶経費は寧ろ主目的たる事業経費面に注ぎ込むべきであらう。かゝる濫費を傾向は主として各事業課の共通的に見られる事柄であつて、この悪弊は今後一掃さるべきであると思う。しかしながら又他方、主として純縣費で極限的に賄われ、以て絶対的の支出にさえ困惑して、謀のあることを

附言したい。

一、資金前渡及立替拂の処理状況について
年度間を通じ資金前渡或いは立替拂が非常に多く、又その精算が甚だしく遅延しているものが多い。元來資金前渡は法令により定められたもの或いは議会の議決を得たものに限り可能であるが、その内容を見ると必ずしも全部が適合しているとは言えない。又その精算は数ヶ月甚しきに至つては一年近くも遅延しているものさえあり、又その使途に於いても不合理と思はれるものもあつて、処理状況は悪く甚だ遺憾に思つた次第である。今後は前渡金、立替拂については諸法令等に照し、眞に己むを得ないものゝみについて認め嚴格なる処理をされたい。

二、縣有財産取得上の処理について
縣有財産中不動産の取得に當り、その処理に徹底を欠いているものがある。
例えば建物購入の上改築した建物、或いは更に新築した建物が、登記未了であつたり、又土地建物の所有權

00079

以上の權利書類一切が支拂証憑等に綴込まれていたりして長期間放擲されその処理に徹底を欠いているものがあるので、今後關係課は連絡を密にし遺漏のない様萬全を期されたい。

一、各種団体補助と事業の指導監督及經理監査について
本件は二十一年度決算審査の際にも指摘し注意を促して置いた処であるが、依然として放漫にされている傾向が強い。所謂補助金の出しつ放しと言つた憾があるのは甚だ無責任であつて、之が指導監督の徹底を期すると共に經理の監査を行い、その成果を把握する様充分留意されたい。

尙曰く何々協会、何々連盟と謂つたような法的に何等根拠のない団体への縣費補助は眞に必要なものゝ外差控える様に致されたい。

一、農業の合理化を図る上の模範的試験場設置について
農事試験場或いは種畜場に於ける現在のあり方は個別的に運営されている様であるが、これを統合し眞に綜合一体としたる農業経営上の模範試験場たらしめるこ

との必要性を痛感するものである。即ちこれ等兩場の經費を夫々二十一年度決算額について見れば、農事試験場支出額五百四十二萬四千圓、種畜場支出額一般會計三百四十一萬四千圓、特別會計七十八萬一千圓であつて、之が合算額は一千萬圓近くにあつて居るのであるがこの巨額の經費を以つてすれば之を統合することに依つて綜合的立体的農業経営の模範場として合理的に運営し得べく依つて以つて縣下農家への最良なる指針となり、今後の農業経営に与えるものが大であると信するものである。

一、支出上に不合理不適なものが多数見受けられた
これを一々例示すれば繁鎖に堪えないので、その中の一例を示せば農地制度改革費で縣公舎疊表替をし、又壁塗替をし相当額を支出したり、入植施設費で縣公舎用、応接用机椅子を購入したり或いは教育刷新諸費及學制改革費中より課長轉任の際の記念品代を支出していたり、又奉迎費中で謄寫機一式を購入する等予算に照し不合理、不適当支出と目されるものが見受けられ

00080

た。
尙支拂全般を通じて見られる処であるが、主務課長欄には庶務課長或いはその次席職員の見印により支出されているが、支拂書類には課長は特に関心を持ち決裁する様に致されたい。

一、支拂上の審査並に証憑書編纂処理について
支拂証憑書を点検するに支拂金額の計算基礎不明なるもの、購入物品の使途が一目して明瞭を欲しているもの、或いは所属庁所在地で購入可能のものを特に遠隔地で購入した事由不明のもの、或いは必要外と思はれるもの、購入事由の不明のもの、その他領収印、日附等が脱洩し金銭領收証として不完備のものが相当件数見受けられた。

又他面これ等証憑書の編纂に際しても不備不完全の所しりは免れ難い状況である。これは現在の好き人容機構では取扱件数等から推察して、或る程度已むを得ないことと思われが、しかし事、経理事務に關しては、之を得ずとして等閑に附することは許されないので、

夫々の対策を樹て收支事務の萬全を期する様格段の努力を致されたい。

一、物品の出納保管管理について
本件は二十一年度決算審査の際にも言及し注意を促して置いた次第であるが、年々歳々歳出のある限り物品の購入は必然的にして又年を重ねる度毎に備品の損耗減失の生ずることはこれ又当然である。この頻繁なる物品の出納保管事務は戦時中の情性も残つていて、兎角軽んぜられていくようであつて甚だ遺憾である。縣会計規則の上では之が出納保管管理の最高責任者たる出納長あり、各課には出納員あり又各課には物品取扱主任が置かれていて物品出納の事務を掌理していることになつてはいるが、実態は依然として等閑に附されている向が多い様である。甚だしくは支拂証憑書面では物品出納登記済の証明を與書し乍ら、事實は記帳をしていないと言ふものもあつた次第である。急速に機会を得て帳簿上の整理は勿論現物の調査を爲して出納保管管理の正確を期しその責任を明かにする様措置され

00081

一、会計課人容の拡充強化について

縣經濟は昭和二十年度に比し昭和二十一年度は三倍三分の膨脹を示し、今又昭和二十二年度はその三倍二分以上の膨脹を來しており、更に昭和二十三年度は現在迄の予算額に至つては二十數億圓と言ふ未曾有の龐大な額になつてゐる。今これを昭和二十年度決算額五千五百余萬圓に比較すると四十五倍以上の膨脹振りである。従つてこれが收支事務の繁激さは想像外であつて昔日の比ではない。特に諸給与の複雑化、諸物價の變動、諸物資の入手難等が相錯綜して会計事務の処理は一層繁雜を極めて來てゐる。然るにこの出納経理事務を担当する会計課の陣容は依然として従來と大差ない実情であつて、事務分量の負担過重を認める次第である。勢い收支事務の精査に当り不十分な点を生じつゝあることは前三項に指摘しておいたことによつても明かである。この事情に關しては二十一年度決算審査に際しても力説して置いたのであるが如何に適正なる

予算であつても、これを執行した收支が予算目的より外れたものであつたり又杜撰なものであればその効果は減殺されるのは論を俟たざるところである。此の際縣主腦部は篤とこの点を認識され縣会計課員は勿論出先機關出納員は嚴選の上経理事務に經驗ある優秀者を以てし、又これ等職員の交送は已むを得ざる場合の外は成可く避け人容を整備拡充し、又強化して收支の關門たらしめ、その嚴正を期すると共に縣財政の圓滑なる運営を図る爲めに是非これを断行されんことを重ねて進言するものである。

結 言

決算の概況は大體以上の通りであるが、昭和二十二年度は二十一年度に引続き国情の混沌とした最中、國策の變更とインフレーションの急激なる昂進に起因し、本縣財政面にも大きく影響を受けたことは争はれぬ事實のようである。この大變革の裸にあつて克く收支の均衡を図り縣財政を砂錠に陥らしめることなく、運営維持し剩を三千一百八十六萬四千余圓と云う巨額の歳計余裕

金を生ぜしめ円滑に縣政を執行し得たことは同慶の至りであるが、これは当事者の容易ならぬ苦心と努力の結果によるものであつてその勞を多とするものである。予算の執行については概ね正当のものと認められたが、既に指摘しておいた数多くの注意事項、改善事項は今後に於ける財政の運営上將亦整理執行面の重要事項に

つき大いに研究し刷新してその完璧を期されたい。終りに前年度決算の際指摘、注意した事項で今猶改善せず反覆しており、且亦何等措置されていないものがあるようである。速かに相當の処理を爲すと共に今後過誤を反覆せざる様嚴重に注意せられたい。

特別會計

特別會計には大礼恩賜賑恤資金外十二會計の決算があり、その收支狀況は次の通りである。

會計名	歳入	歳出	差引残	備考
			(單位圓)	
大礼恩賜賑恤資金會計	五、〇八〇	三、五五〇	一、五三〇	
慈善救済基金會計	六、〇九四	四、六五四	一、四四〇	
罹災救助基金會計	五二七、七六九	四九一、八八一	二五、八八八	
男女青年團專業獎勵資金會計	三、七二二	三、七一八	四	
教育資金會計	二二、〇〇六	九、五〇〇	一一、五〇六	
就學獎勵資金會計	六一、九八二	四九、八一七	一一、一六五	
校生徒獎勵資金會計	二七五	〇	二七五	

實業學校寮習費會計	三八、一六二	一七一、二二八	六六、九四四
印刷事業費會計	一、三八二、二九八	八二八、六七一	五五三、六二七
自作農創設維持獎勵資金會計	三、〇四六、一三七	三、〇四二、六〇五	三、五三二
畜牛増殖獎勵事業會計	九四一、五八三	八一八、四三四	一一三、一四九
無畜農家解消事業會計	二、六〇三、五五二	二、三七四、四四五	二二九、一〇七
物産斡旋事業會計	六九〇、〇五三	六九〇、〇四一	一二
合計	九、五一七、七三三	八、四八八、五三四	一、〇二九、一七九

以上の通りであるが、この中繰越金を生じたもの、主なるものは次の二會計である。縣管印刷事業會計で五十五萬三千余圓の翌年度繰越金を掲げているがこれは關係者が團結し事業の向上を図りその運営宜しかつた爲めの剰余金であつて、昭和二十三年度に於いて印刷機械一台を購入する等事業の拡張を図つて居り眞に結構なところである。

無畜農家解消事業會計の二十二萬九千余圓の翌年度繰越額は支出の節減により生じた剰余金であり、これは二十三年度に於いて牛を購入し無畜農家に貸付する等事業の拡充を図つて居り喜ばしい次第である。

第一号表

昭和二十二年鳥取縣歳入決算内訳表

經常部

(單位千圓)

費目	二十一年度		二十二年		比較増△減	備考
	金額	割合	金額	割合		
1 縣 稅	一九五、九九八	三三四	二九、八五七	一五九	一六六、一四二	

1	國稅附加稅	〇	〇	三、三三三	一八△	三、三三三
2	獨立的稅	五四、九五	九一	九、七五八	五二	四五、一九三
3	目的稅	二六三	〇	一八二	一	八一
4	地方分与稅	一四〇、七八四	二三三	一六、五九四	八八	二三四、一九〇
5	分担金及負擔金	六一	〇	一三	〇	四八
6	財產收入	四	〇	三	〇	一
7	使用料及手数料	一二、九七二	一二二	三、九〇〇	一一	九、〇七二
8	國庫支出金	一三五、八四三	二三五	四三、二七二	二三三	九二、五七一
9	雜收入	一〇、三五〇	一七	四、一三六	二二	六、二二四
10	經常部計	三五五、二二八	五八八	八一、一八一	四三四	二七四、〇四七
臨時部						
1	繰越金	三、三七八	五	一〇、七六〇	五七△	七、三八二
2	國庫支出金	一〇六、八二九	一七八	七四、〇九三	三九六	三二、七三六
3	分担金及負擔金	七九	〇	〇	〇	七九
4	寄附金	五、六三四	九	二、五四七	一四	三、〇八七
5	繰入金	二〇	〇	五三	〇△	三三
6	財產賣拂代		〇	〇	〇	一〇

第二号表

昭和二十二年鳥取縣歲出決算内訳表

經常部

(單位千圓)

費目	二十二年度		二十一年度		比較増△減	備考
	金額	割合	金額	割合		
1 會議費	三、〇六四	五	一九三	一	二、八七一	
2 縣職員費	五、二〇一	九	二、八四八	一五	二、三五三	
3 警察費	一〇、〇八一	一八	三、六五四	二〇	六、四二七	
4 土木費	二、九九〇	五	二四九	二	二、七四一	
5 教育費	五三、三三三	九三	一五、五〇九	八四	三七、八〇四	
6 衛生費	三、五三三	六	一、一八四	六	二、三四九	
7 厚生費	四三、六五二	七七	二三、一六四	二六	二〇、四八八	
8 勸業費	四〇、四一六	七一	六、二六三	三四	三四、一五三	
9 地方指與費	三五〇	〇	三二一	二	二九	
10 都市計畫費	四三一	一	二一	〇	四一〇	

